

令和4年 告示第17号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和4年12月7日

板野東部消防組合

監査委員 日根 啓



板野東部消防組合

監査委員 伊勢 政



## 記

### 1 監査の対象

- (1) 監査対象機関及び期間  
総務課、警防課、予防課、通信指令課  
令和4年4月1日～令和4年9月30日
- (2) 職員組織の状況
- (3) 財務・事業に関する重点事項
- (4) 予算の執行状況
- (5) 委託契約の状況
- (6) 公有財産の状況
- (7) 現金公有財産物品等の亡失棄損その他事故の状況
- (8) 監査及び検査等に関する事項
- (9) 繰越明許費の状況
- (10) 各課が所管する団体、組織等

### 2 監査の時期

- (1) 監査日 令和4年11月9日(水) 午後3時
- (2) 場所 板野東部消防組合消防本部2階 大会議室

### 3. 監査の結果

#### (1) 全般

監査の対象期間における監査対象状況については、適正に処理できていることを認める。

#### (2) 総務課

各町の危機管理課と連絡を密にし、連携協調により防災意識を高めるため、各町が主催する防災関連の行事に積極的にかかわることで、一層、住民の危機管理意識の向上に努められたい。

#### (3) 警防課

新型コロナウイルスの流行「第7波」による感染者急増に伴い、救急患者の搬送困難事案が7月1日から9月25日の間において、徳島県内で605件、板野東部消防組合でも46件あり救急隊員は非常に苦勞していることと思われる。

しかしながら、地域住民のため、創作工夫を計り、新型コロナウイルス感染症への対応に向けた体制を強化し、安心安全の整備に努めて頂きたい。

#### (4) 予防課

防災意識の普及推進のため予防課が事務局をしている板野東部婦人防火クラブ及び板野東部少年少女消防クラブは、昨年コロナ禍であったため、幅広い活動ができなかった。今後新型コロナウイルス感染症も多少落ち着く傾向であることから、同クラブの活動を通じてなお一層、防災意識の向上に努められたい。

#### (5) 通信指令課

119番通報の受付件数は、毎年、数パーセントの割合で増加している。

火災、救急及び救助などが本来の業務のため、迅速な活動ができるよう、支障となる「間違い」や「悪戯」電話などを無くし、適正な119通報となるよう、広報誌やデジタル無線のほかあらゆる機会を通じ、地域住民への周知に努められたい。

以上